

科研費、受託事業等の外部資金における謝金の時給について

令和6年9月13日
事務局長決定

法人が管理する科研費、受託事業等の外部資金から謝金を支払う場合の時給について、公立大学法人沖縄県立芸術大学報酬及び謝金に関する規程（沖芸大規程第42号）第5条第2項に基づき、特段の事情により同規程別表第4によりがたい場合として下記のとおり定める。

記

	業務内容	時給
1	専門的な知識や技術を要しない資料整理等の業務	1,040円
2	一定程度の専門的知識・技術を要する翻刻等の業務	1,330円
3	大学の助手に相当する専門的な知識・技術を要する業務	1,650円

この決定は令和6年10月1日以降の業務から適用し、令和3年11月9日付け事務局長決定「科研費等の外部資金における謝金の時給について」は、この決定の適用をもって廃止する。

なお、令和6年10月1日から令和7年3月31日までに実施する科研費の業務で、予算の都合上、この決定によりがたい場合は、令和3年11月9日付け事務局長決定「科研費等の外部資金における謝金の時給について」によるものとし、適用する時給が最低賃金法に定める最低賃金を下回る場合は、最低賃金と同額の時給によるものとする。

以上